

足助鳥獣保護区特別保護地区の指定について

足助鳥獣保護区内にある特別保護地区は、平成29年10月31日をもって指定期間満了となるが、平成39年10月31日までの10年間、再度指定を行うこととし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

1 足助鳥獣保護区特別保護地区の概要

足助鳥獣保護区は、豊田市（旧足助町）内を流れる足助川と巴川の合流する地点の飯盛山及び巴川を含む「香嵐渓」周辺の328haの区域であり、そのうち35haを特別保護地区としており、これを再指定する。

なお、鳥獣保護区全域が愛知高原国定公園の特別地域に指定されている。

所在地：豊田市足助町（旧足助町）地内

経緯：昭和42年 足助鳥獣保護区（328ha） 指定

昭和43年 特別保護地区（35ha） 指定

（保護区の指定期間を10年に定め、10年毎に指定している。）

2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るために必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め4ヶ所が指定されている。

(1) 特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、県知事許可を得れば可能。

(2) 特別保護地区指定の効果

指定予定区域は県民から春は新緑、秋は紅葉の名所として親しまれている「香嵐渓」を含む足助鳥獣保護区内の飯盛山周辺に位置する。この付近には貴重な天然林が存在し、エナガ、イカル、キビタキ、ヒミズ等の森林性の鳥獣が多く生息する。

(1)の規制により、鳥獣の生息環境が守られ森林鳥獣生息地としての貴重な場所を維持することができる。

3 利害関係人等の意見聴取等

(1) 利害関係人の意見について

平成29年2月3日から平成29年3月1日まで、利害関係人に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべて賛成の意見を得た。

意見聴取先

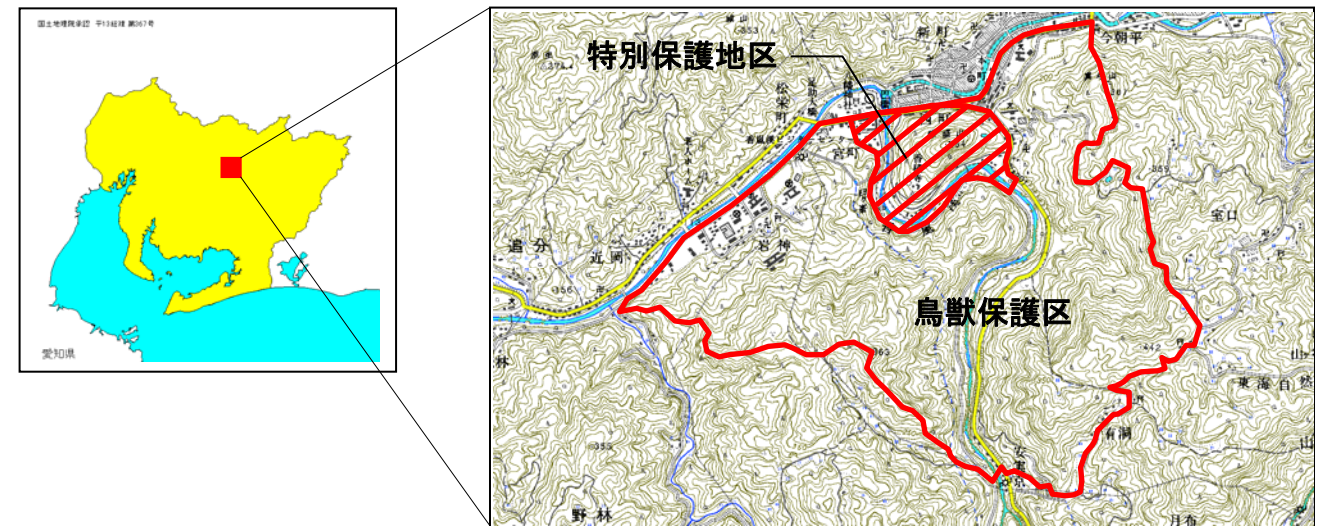
16団体

（愛知県農林水産部、愛知県建設部、豊田市、豊田市農業委員会、豊田森林組合、あいち豊田農業協同組合、宗教法人香積寺、漁業協同組合（男川、寒狭川上流、名倉川、矢作川、巴川、三河湖）、足助観光協会、東加茂猟友会、株式会社三州足助公社）

(2) 公告・縦覧について

平成29年4月7日から4月20日まで、自然環境課及び西三河県民事務所豊田加茂環境保全課において公告・縦覧をしたが、意見書の提出はなかった。

4 位置図



5 今後のスケジュール

- 6月5日 環境審議会諮問
- 7月4日 環境審議会自然環境保全部会
- 7月中 環境審議会答申
- 8月中 環境省届出
- 10月下旬 指定告示